

明日香村一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

業務委託仕様書

この仕様書は、明日香村（以下、本村という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

第1章 一般仕様

1. 業務名

明日香村一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）業務

2. 業務の目的

本業務は、明日香村一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）における介護予防教室を開催することにより、村内高齢者の介護予防・認知症予防を推進するとともに、これらの予防活動の取組により村民ができるだけ要支援・要介護状態にならないような地域社会の実現を目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4. 履行場所

高市郡明日香村

5. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

- (1)介護保険法
- (2)個人情報の保護に関する法律
- (3)明日香村個人情報保護法施行条例
- (4)その他関係する法令・規則・通達及び本村が指示するもの

6. 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

7. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

8. 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員の指示を受けるものとする。

9. 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 実施体制（配置する担当者の資格や経歴を含む）
- ③ 実施工程表

(2) 受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

10. 審査及び引渡し

(1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(2) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本村の検査員の検査をもって業務の完了とする。

11. 成果品

(1) 業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

- (ア) 教室実施報告書（任意様式）
- (イ) 教室参加者出欠名簿（任意様式）
- (ウ) 個人効果測定分析結果（任意様式）
- (エ) 年間事業分析結果（任意様式）
- (オ) 上記及び業務履行にあたり作成した資料等の電子データ：CD-R 1枚

(2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。

(3) 原則、Microsoft Office のソフトウェアで作成することとし、図面や図表のデータ形式等については、本村と協議の上決定すること。

12. 著作権

本業務により作成された成果物の著作権は本村に帰属するものとする。

第2章 業務内容

1. 対象者

村内に住所のある65歳以上の方

2. 参加定員・開催日時・開催期間

参加定員は4クラス合計160名（1クラスあたり定員40名）とし、各クラスの開催頻度は原則週1回（概ね火曜日13時～16時の間に2クラス、概ね金曜日13時～16時の間で2クラス）とし、開催期間は5月から翌3月までとする（年間開催回数37回予定）。

1クラスあたりの開催時間は60分（受付は開始30分前から）、教室開催会場の準備は12時45分以降、終了後の片付けは16時15分までに行うものとする。

教室開催日のスケジュール

時間	実施内容
12時45分～13時00分	会場準備
13時00分～13時30分	1クラス目受付
13時30分～14時30分	1クラス目教室実施
14時30分～15時00分	2クラス目受付
15時00分～16時00分	2クラス目教室実施
16時00分～16時15分	会場片付け

※年末年始（12月29日～1月3日）、土日曜日、国民の休日、委託者との協議による開催除外日をのぞき、また天災等により明日香村健康福祉センターたちばなが避難所となる場合は中止とする。

3. 開催場所

明日香村健康福祉センターたちばな 2階 会議室1・2 創作活動室
(明日香村大字立部745番地)

4. 教室運営

- (1) 5月の初回募集に加え、定員に満たない場合は年度途中の申し込み者も入会可能とし、翌3月には全員修了とする。
- (2) 参加者が運動を継続する動機付けを行うとともに、運動習慣を確率するきっかけづくりを行い、自宅でも自主的に取り組める運動内容を含む。
- (3) 参加者の体力や筋力維持改善を図るとともに、社会参加を促すことを目的とした交流の場の要素を含む内容とする。
- (4) 参加者の日常生活自立度に応じ、椅子を使用した運動、床上での運動を含め、運動強度やプログラムをバランス良く行う。（プログラム例：セラバンドなど運動器具を利用した筋力体操、転倒予防体操、骨盤底筋運動、柔軟、ストレッチ、有酸素運動など）
- (5) 毎月末に出欠名簿および実施報告書（任意様式）を委託者に提出する。
- (6) 参加者の安全管理、感染症予防対策を講ずるとともに、万が一事故が発生した場合は直ちに委託者に連絡するとともに、事故報告書（任意様式）を委託者に提出する。
- (7) セラバンドなどの運動器具の費用、事業実施に際して発生した報告・連絡等の費用に関しては委託料に含むものとする。

5. 健康管理

毎回受付時に血圧・脈拍測定、体調の確認、測定値の記録を行い、参加者自身の健康自己管理につながる指導を行う。

6. 効果分析

個人分析：体力測定を事業開始時（5月）・中間（10月）・事業終了時（3月）に行い、個人分析のうえ、教室参加者へ分析結果を説明し、書面で返却する。また、効果判定のための参加者アンケート（既往歴、健康観を含む）を行い、体力測定結果の評価とともに参加者にフィードバックを行う。その上で、介護予防の動機付けとなるようなアドバイスを行う。体力測定の項目は、体重、両上肢握力、下肢筋力、TUG（タイムアップアンドゴー）テスト、開眼片足立ち保持時間を含むものとする。

年間事業分析：参加者全体の効果判定と、教室運営に関する効果判定分析を行う。

7. 指導者

本事業を遂行するにあたり、介護予防・認知症予防の専門知識を有する理学療法士、健康運動指導士、介護予防運動指導員並びに同等の能力を有する者（以下、主指導者）が教室の運営管理、総合運動指導を実施する。また、主指導者を含む2名以上で実施するものとし、いずれも高齢者の介護予防運動指導について3年以上の実務経験を有するものとする。

なお、毎回の教室開催時においては、健康こども福祉課の看護職員2名が参加者の見守りを行い、また、明日香村介護予防ボランティア1名が受付を補助（名簿確認、誘導）し、教室の運営補助を行う。

8. 参加費

参加者による負担は月額600円とし、受託者にて集金、管理を行う。

9. スケジュール

本村が想定する実施スケジュール（予定）は下記のとおりとするが、詳細については明日香村、受託者協議のうえ決定する。

年度	時期	主な内容
令和8年	5月上旬	参加者募集受付
〃	5月下旬	教室開始、オリエンテーション、前期体力測定
〃	10月中旬	中期体力測定、個人フィードバック
令和9年	3月上旬	後期体力測定、個人フィードバック
〃	3月下旬	教室修了

10. その他

明日香村一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）業務に係るその他の業務として、次に掲げるとおりとする。

- （1）着実な業務遂行がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。
- （2）受託者は、業務を円滑に遂行するため本村と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。また、打合せ内容を確認するため、その都度記録簿を作成し、相互に確認すること。
- （3）本業務の納入成果品は、本村が著作権を有するものとし、受託者は本村の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。

- (4) 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合、又は本仕様書により
難い事由が生じた場合は、本村と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (5) 業務本体の再委託は禁止する。ただし、本村の許可を得た場合、業務の一部の
委託の再委託は可能とする。
- (6) 受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第3者に開示又は漏洩してはなら
ない。
- (7) 貸与品
明日香村一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）業務に係る必要なデータに
ついては、受託者に提供する。

1 1. 留意事項

本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。本計画は、法制度など直近の情報・情勢を踏まえつつ、明日香村の現状を良く理解・反映したうえで、本村の今後の介護予防事業がより良いものとなるように実施すること。